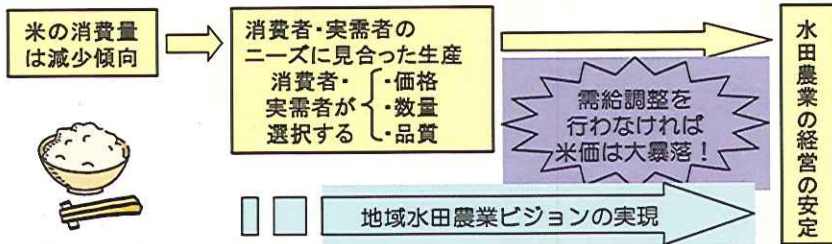


<農業者向けのリーフレット>

— 農業者の皆様へ —
19年産から新たな米の需給調整システムがスタートします！

★ 米の需給調整の目的を再確認しましょう！

米の需給調整は、消費の減少に伴う米あまりの状況を踏まえ、**消費者・実需者ニーズに見合った生産を行うことで、水田農業の経営の安定を図ろう**というものです。

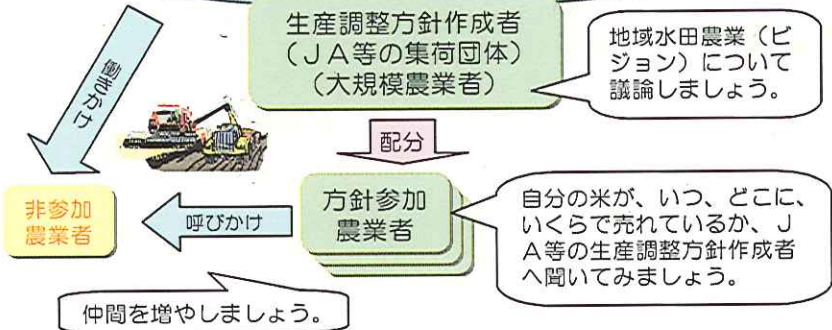


★ 新たな需給調整システムのポイント！

今まで市町村から通知されていた**生産目標数量（面積）は、地域協議会の議論を踏まえ、JA等の生産調整方針作成者から通知**されることになります。

地域水田農業推進協議会

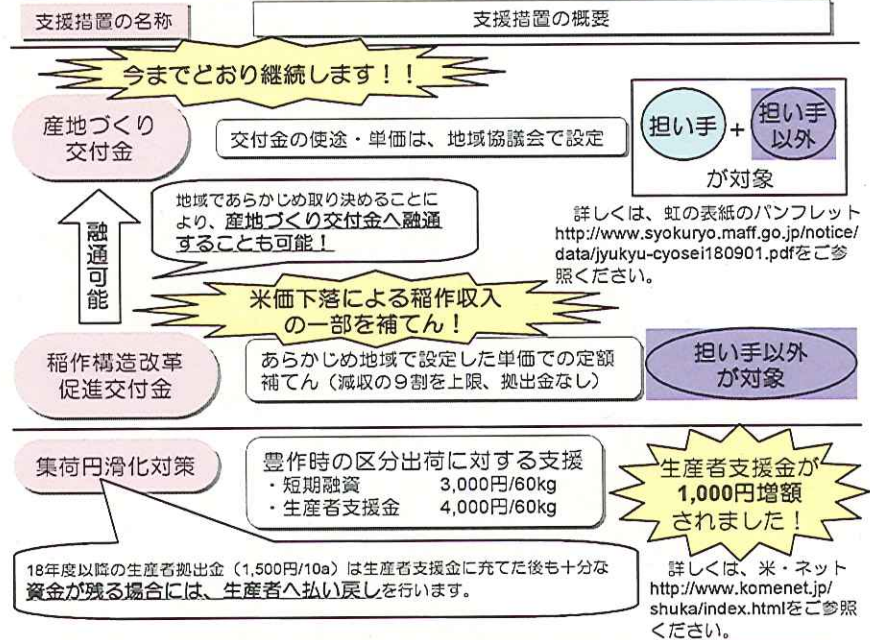
- ・方針作成者をはじめとする関係者の議論
- ・方針作成者別の需要量に関する情報を算定
- ・農業者への配分の一般ルールの設定



※ 配分どおりの生産を行えば、一定の支援（裏面参照）が受けられます。

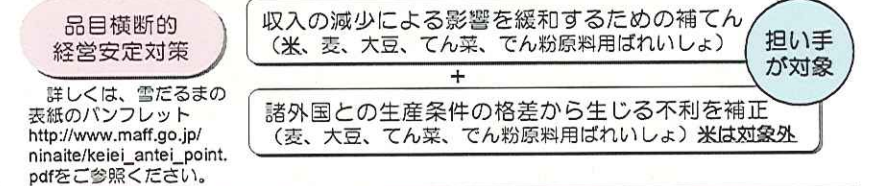
★ 生産調整実施者には、支援措置が準備されています！

国の支援措置の対象者となるためには、**生産調整方針へ参加（または、自ら作成）し、その方針に従った的確な生産調整の実施が必要**です。



★ 品目横断的経営安定対策が始まります！

品目横断的経営安定対策についても、**認定農業者等を対象とすることから、生産調整の実施が実質的な要件**となっています。



このリーフレット及び米政策改革に関し、ご不明な点がございましたら、お近くの農政局、農政事務所等までお気軽にご相談ください。

（連絡先：)

＜地域水田農業推進協議会における優良事例＞

地域水田農業推進協議会における優良事例
 (生産調整方針作成者の実効ある参画の取組事例)

- ワーキングチームにすべての生産調整方針作成者を参画させることで実効ある協議会運営を実施している事例(A協議会)

＜地域協議会の概要＞

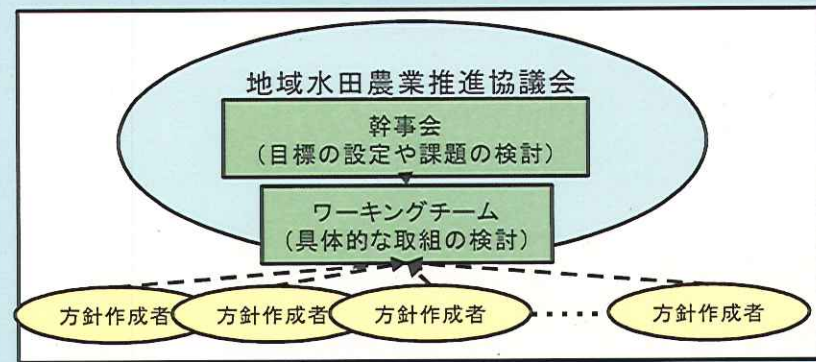
- ・広域JAの一部を範囲として、1地域協議会、1市で構成
- ・生産調整方針作成者数 15(JA1、全集系集荷業者7、その他集荷業者5、農業法人2)
- ・水田面積が耕地面積の約9割を占める平地及び中間農業地域
- ・水稲を中心とし、野菜、酪農、菌茸を組み合わせた営農を展開

＜取組内容＞

- ・JAも含めて15の生産調整方針作成者が協議会の構成員として参画すると共に、幹事会(目標の設定や課題の検討等)の下に設置するワーキングチーム(目標の達成や課題の解決のための具体的な取組を検討する場)にも参画。
- ・ワーキングチームを、全生産調整方針作成者、農業者代表、事務局で構成し、生産調整や産地づくり計画に関する各種検討を行うことにより実質的に農業者・農業者団体が主体性を発揮できる体制を整備。

＜特徴・今後の課題等＞

- ・具体的な取組を話し合うワーキングチームにすべての生産調整方針作成者が参加することで、取組に高い実効性が期待できる。



- すべての方針作成者が実効ある形で参画するために地区幹事会を設置している事例(B協議会)

＜地域協議会の概要＞

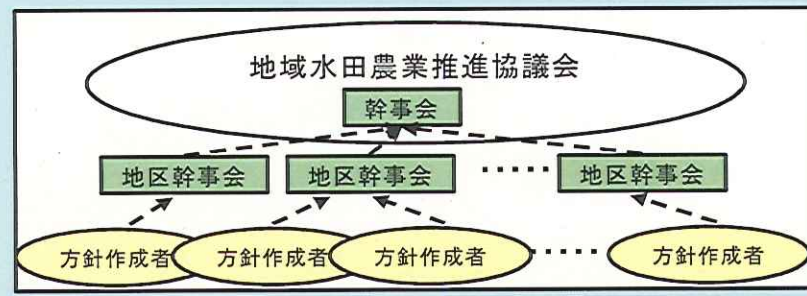
- ・広域JAの一部を範囲として、1地域協議会、1市で構成
- ・生産調整方針作成者数 16(JA1、全集系集荷業者15)
- ・水田面積が耕地面積の約9割を占める平地農業地域
- ・水稲が中心な地域で、県内最大の米の産地であるとともに、園芸作物と畜産経営を組み合わせた環境に優しい農業生産を推進

＜取組内容＞

- ・平成17年3月、1市6町1村が合併したことに伴い、同年4月、旧市町村単位にあった地域協議会を一本化。
- ・協議会(委員11名)、幹事会(幹事15名)、地区幹事会(旧8市町村単位の幹事会)から構成、地区幹事会段階で、すべての生産調整方針作成者が参画する体制を確立。
- ・地区幹事会は、旧8市町村単位に設置。市農林商工部課長、市各総合支所農林振興課長7名、農業共済地区担当者8名、土地改良区事務局長8名、JA営農センター長8名、全集系集荷業者15名で構成。

＜特徴・今後の課題等＞

- ・市町村合併前の地域協議会の特色を継承しつつ、すべての生産調整方針作成者及び関係機関、関係団体の意見要望を漏れなく協議会に反映させるための組織構成となっている。



地域水田農業推進協議会における優良事例
 (生産調整方針作成者の実効ある参画の取組事例)

○ 生産調整方針作成者会議を開催し、すべての生産調整方針作成者が実効ある形で地域協議会へ参画している事例(C協議会)

<地域協議会の概要>

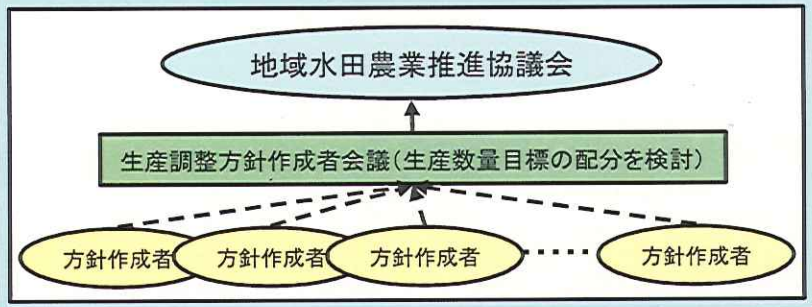
- ・1JAの範囲を単位として、1地域協議会、1村で構成
- ・生産調整方針作成者数 7(JA1、全集系集荷業者3、その他集荷業者1、大規模農業者1、農業法人1)
- ・水田面積が耕地面積の約9割を占める平地農業地域
- ・水稻を中心として、野菜(ねぎ)を組み合わせた営農を展開

<取組内容>

- ・農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムの円滑な実施を図るため、地域協議会の会長及び事務局を今までの行政からJAに変更。
- ・すべての生産調整方針作成者を集めた「生産調整方針作成者会議」を開催。この中で、生産数量目標の配分を検討。
- ・今年度、既に4回開催。

<特徴・今後の課題等>

- ・生産調整方針作成者会議へ、大規模農業者や農業法人が参画していることから、努力した農業者が報われるような数量目標配分ができるよう検討している。
- ・生産調整方針作成者会議のメンバーで、日頃から、議論していることから、政策課題等についてのタイムリーな話し合いができています。
- ・今後は、公平・公正な議論の確保が課題となる。



○ 生産調整方針作成者による合同会議を開催し、勉強会や統一した取組の検討を実施している事例(D協議会)

<地域協議会の概要>

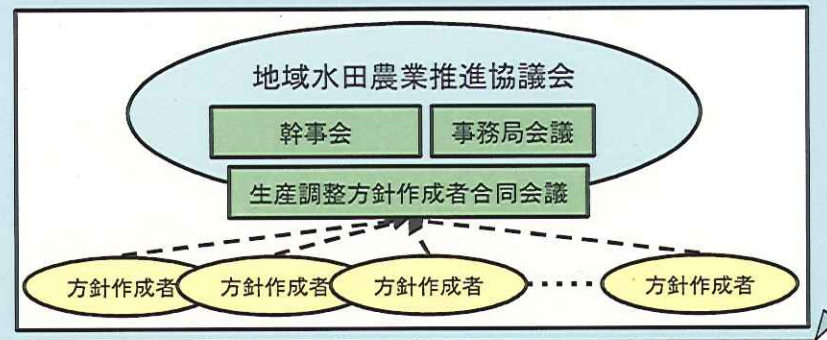
- ・1JAの範囲を単位として、1地域協議会、1町で構成
- ・生産調整方針作成者数 3(JA1、全集系集荷業者2)
- ・水田面積が耕地面積の約9割を占める中間農業地域
- ・水稻を中心とし、野菜等を組み合わせた営農を展開

<取組内容>

- ・従来からある幹事会、事務局会議とは別に新たに町(事務局)及びすべての生産調整方針作成者が参加する合同会議を9月初めに開催。
- ・合同会議の中で、19年産からの新たな需給調整システムの勉強会を開き生産数量目標の配分等について議論。
- ・方針参加農業者リストの作成のため、それぞれの方針参加農業者に対する確認文書及び個人情報提供の同意書の様式や提出時期(9月末)を統一。

<特徴・今後の課題等>

- ・9月初めに合同会議を開催したことから、早い段階での取組ができた。
- ・今後は、米需給調整及び産地づくり対策関連のスケジュールを作成し取り組む予定。



地域水田農業推進協議会における優良事例 (農業者リストの整備のため個人情報の提供を行っている事例)

- 生産調整方針参加確認書兼個人情報提供承諾書を地域協議会が作成し事務処理の簡素化を図っている事例(E協議会)

＜地域協議会の概要＞

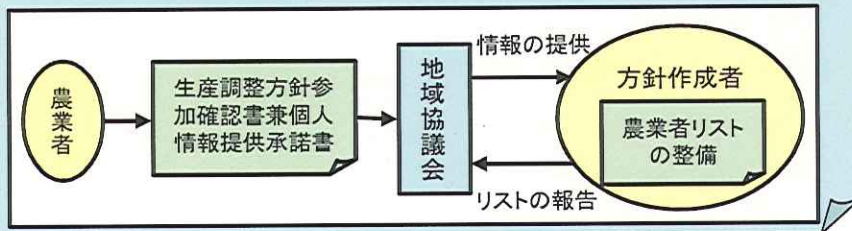
- ・平成17年10月1日に市町村が合併したが地域協議会は旧市町村単位で構成
- ・生産調整方針作成者数 3(JA1、全集系集荷業者2)
- ・水田面積が耕地面積の約7割を占める平地農業地域
- ・恵まれた自然条件を活かし、水稲、畜産、果樹、野菜等の生産が盛んである

＜取組内容＞

- ・地域協議会が作成した「生産調整方針参加確認書兼個人情報提供承諾書」を、地域が一体となって全農業者へ配布及び回収を予定(12月上旬)。
- ・生産調整方針作成者は、農業者から回収した「生産調整方針参加確認書兼個人情報提供承諾書」に基づいて、方針参加農業者リストの整理を予定(12月下旬)。
- ・生産調整方針作成者は、方針参加農業者リストを地域協議会へ報告を予定(12月下旬)。

＜特徴・今後の課題等＞

- ・地域が一体となって取り組むことにより、地域全体の農業者に対して、もれなく参加の確認を行うことができる。
- ・併せて、一体的に個人情報提供の承諾を行うことにより、事務処理の簡素化が図られる。



- 農業者本人から、申出書の提出を受け市町村等が個人情報の提供を実施している事例(F協議会)

＜地域協議会の概要＞

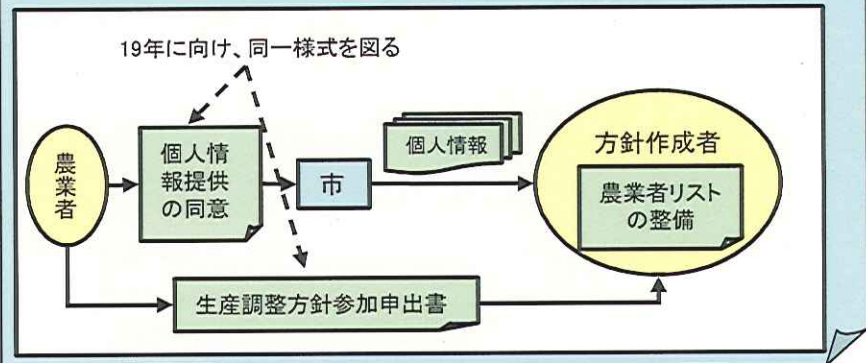
- ・広域JAの一部を範囲として、1地域協議会、1市で構成
- ・生産調整方針作成者数 5(JA1、全集系集荷業者4)
- ・水田面積が耕地面積の約9割を占める中間農業地域
- ・水稲が中心な地域であるが、農家の所得確保のために野菜を中心とした複合経営の確立を推進

＜取組内容＞

- ・市から地域協議会及び生産調整方針作成者への個人情報提供については、農業者本人の同意を得て提供。
- ・各生産調整方針作成者は提供されたデータを基に、方針参加農業者リストを作成、整備するために必要な申出書(生産調整方針に参加し、その方針に従って米穀の生産を行う旨の書類)を作成し、農業者に配布、提出してもらう体制づくりを徹底。

＜特徴・今後の課題等＞

- ・19年に向けては、申出書と個人情報提供に係る同意書を同一様式で取りまとめ、事務の簡素化を図る予定。



地域水田農業推進協議会における優良事例
(JA単位の地域協議会再編へ取り組んでいる事例)

○ JAの主体的な需給調整システムの円滑な実施を図るため、地域協議会の合併を検討している事例(G協議会)

<地域協議会の概要>

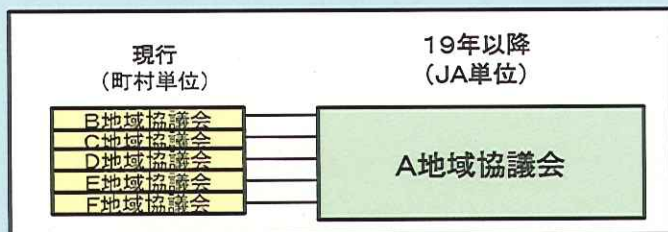
- ・1JAの範囲を単位として、5地域協議会、5町村で構成
- ・生産調整方針作成者数 4(JA1、全集系集荷業者3)
- ・水田面積が耕地面積の60%を占める中間及び山間農業地域
- ・一戸あたりの水田面積は70a程度
- ・水稻と野菜・畜産・果樹等を組み合わせた複合経営を推進

<取組内容>

- ・現在、5町村において、それぞれの町村単位に地域協議会を設立。
- ・管内の方針作成者であるJAは上記5町村を業務区域としている。
- ・19年産からの新たな需給調整システムでは、JAの役割がますます重要となるため、組織、事務の効率化、将来の地域農業の担い手の育成・確保、農業者への指導の徹底の観点から、地域ビジョンの策定、生産数量目標の配分ルールや産地づくり交付金等に関するルールの一本化に向け、地域協議会の合併の必要性を検討。
- ・これまで、3回にわたり各町村協議会の幹事長・事務局長合同会議を開催し、広域の地域協議会設立について基本案で合意。

<特徴・今後の課題等>

- ・今後は、各町村の特色ある産地づくりを最大限に生かしつつ、想定される様々な問題(産地づくり交付金の使途や米の生産数量目標の配分の一般ルールなど)について、より具体的な対応を検討することとしている。



○ 地域協議会をJA単位の再編し、新しい協議会事務局は、ワンフロア化を予定している事例(H協議会)

<地域協議会の概要>

- ・平成18年1月までに1市6町が合併。現在旧市町単位に7地域協議会が存在
- ・生産調整方針作成者数 8(JA4、全集系集荷業者4)
- ・水田面積が耕地面積の9割以上を占める中間農業地域
- ・平地は水稻、麦、野菜等の栽培が中心、中山間地はお茶の産地

<取組内容>

- ・旧市町単位に分かれている7つの地域協議会をJA単位の4つの地域協議会に再編することを決定。
- ・事務局体制として、JAの職員が事務局長に就任予定。
- ・事務局をワンフロア化し、独自スペースを確保。
- ・旧協議会で参画できていない生産調整方針作成者の参画への検討、配分の一般ルールの統一化の検討、配分基準単収の一本化の検討、産地づくり交付金の配分の検討などについて、18年10月から試行的に実施。

<特徴・今後の課題等>

- ・地域協議会をJA単位の再編し、事務局長をJAの職員とすることで、農業者・農業者団体の主体性が高まる。
- ・協議会事務局を、ワンフロア化することで円滑な事務局運営ができる。
- ・新たな協議会ごとの需要量に関する情報の提供の算定が課題。

